

主 文

労働基準監督署長が平成30年2月15日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、昭和58年11月、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、平成11年、会社取締役役に就任した後、平成26年6月からは会社B営業所で勤務し、同年7月からはC所在の会社Dセンターにおいて、各種食料品の入庫・仕分・出庫業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年2月17日、自宅を出る直前に意識を失い、E医療機関に搬送され「高血圧性脳出血、高血圧、右半身麻痺、構音障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同年3月17日、F医療機関に転医し、さらに、同年7月13日、G医療機関に転医し、療養を継続した。
- 3 本件は、請求人が上記疾病は業務上の事由によるものであるとして平成27年7月13日から平成29年7月18日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、請求人は労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の労働者に当たらないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

- (1) 労災保険法には労働者に関する規定はないものの、労働基準法第9条に規定する労働者と同義であると解されるところ、同法第9条は労働者について「事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」旨を規定している。

この点、昭和34年1月26日付け基発第48号は、法人の重役の取扱いについて、要旨、「法人の取締役等の地位にあるものであっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、業務執行権を有する取締役等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱うこと」と定めている。

したがって、法人の業務執行権を有していない取締役等が使用者から指揮命令を受けて労働に従事し、その労働の対価として賃金を得ている場合には、労働者と解されることから、以下検討する。

(2) 業務執行権の有無について

請求人は、法令及び定款に照らして、会社の業務執行権を有していなかったと主張するので、以下検討する。

まず、会社が取締役会設置会社であることは、定款及び登記から認められ、会社法では取締役会設置会社において、業務執行権を有しているのは、代表取締役及び取締役会の決議で選定された者に限られる(会社法第363条第1項)ところ、請求人が代表取締役に選定されていないことは登記上明らかであるとともに、一件記録上取締役会の決議で業務執行権を有する者として選定されたとは認められない。

また、会社役員職務規程では、「部門の長を委嘱されている取締役はその部門の業務の執行を担当する」とされているところ、当該権限は業務方針を決定する

権限ではなく、決定された方針を執行する権限と考えるのが適当である。

さらに、請求人は、平成26年6月に部長職を解かれた蓋然性が高く、仮に引き続き部長職にあったとしても、本件疾病発症前6か月の平成26年8月以降平成27年2月の本件疾病発症に至るまで請求人は、取締役会及び部長会議に出席していないことから、少なくとも平成26年8月以降、請求人は部門の長としても会社全体に係る重要な方針を決定する立場にはなかったものと認められる。

そうすると、請求人は会社の業務執行権を有していなかったものと認められる。

(3) 取締役としての職務の執行状況について

会社法は、取締役会設置会社においては、取締役会が会社の業務執行の決定等法定の事項に係る職務を行うと規定するとともに、重要な事項の執行の決定について個々の取締役に委任することはできない旨を定めている（会社法第362条第2項、第4項）。

この点、請求人は、H周辺で開催された所長会議等の会議に出席していたことはあるが、取締役会には全く出席していなかったことから、取締役としての職務を行うことができる状況にはなかったものと認められる。

なお、取締役会の議事録においては、請求人が取締役会に出席していたと記載されているが、請求人は平成27年6月30日まで入院していたものであり、入院期間中の同月10日開催の取締役会に請求人が出席していたとする記載は誤りであることが明らかであることに照らしても、上記議事録の証明力は極めて乏しいものと認められ、上記認定を左右しない。

(4) 取締役以外の職務の状況について

会社は、平成30年1月13日付けの報告書において、取締役就任後の請求人の職務について、「会社を代表した顧客折衝及び統括運行管理者並びに担当営業所の収支管理」などの事務が請求人の主な職務であるとしつつ、担当業務は何かとの問いに対して「担当営業所にかかわる経営全般の権限を有していました。」と答え、実際には請求人の権限は担当営業所にとどまることを認めている。

また、I取締役は「本社に常駐して経営のみに専念する体制ではなく、人員の都合上、各営業所に在籍し、一般の従業員と同様の業務に従事しなければならないこともありました。」と申述しており、会社Dセンターで請求人と共に働いて

いたJやKの申述によると、請求人が各種食料品の入庫・仕分・出庫業務という現業業務に主として従事していたことが認められる。

さらに、請求人は会社Dセンターの所長であることから、同センターの収支管理について責任を有していたと認められるところ、平成26年10月以降の所長会議の議事録をみると、役付取締役であるL常務から、人材の確保、売上・経費の管理、損益管理等について指示がされて、指揮命令を受け、請求人を含む所長は示された課題に対しての回答を求められていることに照らし、請求人は代表取締役や役付取締役からの指揮命令を受けて働いていたものと認めることができる。

(5) 請求人の取締役就任と労働契約の終了の有無について

請求人は、昭和58年に会社に労働者として採用され、その後平成11年に会社の取締役に就任しているところ、その際「退職手続はとっていない」ことを会社代表取締役のMは認めている。

また、取締役就任後も請求人は長年にわたって雇用保険の被保険者として扱われており、その資格喪失は、平成28年8月30日であったことが認められる。

したがって、請求人と会社との間の労働契約は、請求人の取締役就任により終了していないというべきである。

(6) 報酬の労務対償性について

請求人に対する月額50万円の報酬は、欠勤しても控除されていないが、雇用保険料が控除されるとともに、所得税・住民税が控除されているのみならず、上記のとおり、請求人は主として現業業務に従事しており、取締役としての職務を執行する余地はなかったと認められることに鑑みれば、請求人が会社から得ていた報酬の名目は役員報酬であるが、その中には、労働の対価である賃金が含まれているものと認めることができる。

(7) 請求人の労働者性等について

そうすると、その余の点について検討するまでもなく、請求人は、使用者から指揮命令を受けて労働に従事し、その労働の対価として賃金を得ていたものであって、労働者ということができる。

なお、労働者であることは、休業補償給付の支給要件の1つを満たすにとどまることから、改めて休業補償給付の支給要件を全て満たすか否かについて検

討の上、適切に処分を行うべきであることを付言する。

4 結 論

以上のとおり、請求人は労働者であるというべきところ、労働者に当たらないことを理由として行われた本件処分は相当ではないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月6日